

三次市教育委員会議案第5号

三次市天然記念物の指定解除について

三次市文化財保護条例（平成16年条例第132号）第4条第1項の規定により、  
三次市天然記念物の指定を解除することについて、次のとおり議決を求める。

平成29年4月27日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

解除する文化財

ケヤキ

《資料》

三次市天然記念物の指定の解除について

種 別 三次市天然記念物

名 称 ケヤキ

指定年月日 昭和61年8月1日

指定解除日 平成29年4月27日

住 所 三次市三良坂町三良坂1077番地1

解 除 理 由 指定されているケヤキ2本のうち1本について、平成28年度に実施した文化財パトロールにより、平成3年9月27日の台風19号により倒木していたことが確認され、平成28年10月19日に文化財の滅失届が提出されたことを受け、平成29年3月10日付け答申で指定解除が適当であると認められたため、三次市文化財保護条例（平成16年条例第132号）第4号第1項の規定に基づき、三次市天然記念物の指定を解除する。